

# 入札説明書

鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修機械設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年8月19日

2 契約担当役等  
国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役事務局長 田頭 吉一

3 ◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 46  
○ 第1号

4 品目分類番号 41

5 担当部局  
〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係  
電話 099-285-7217  
FAX 099-285-7225

## 6 工事概要等

- (1) 工事名 鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修機械設備工事
- (2) 工事場所 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号（鹿児島大学構内）
- (3) 工事内容 本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地の動物実験施設改修（鉄筋コンクリート造、地上6階、延面積4,233㎡）に伴う機械設備工事を行うものである。  
なお、本工事に関連する建築及び電気設備工事については別途発注される予定である。
- (4) 工期 令和4年12月23日（金）まで
- (5) 使用する主要な資機材  
空気調和設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、給湯設備一式、都市ガス設備一式、医療ガス設備一式、特殊ガス設備一式、消火設備一式、動物排水処理設備一式
- (6) 本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「VE提案とVE提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難しいもので、紙入札方式参加を希望する場合は、下記10（1）①までに、以下の点を留意して紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を上記5に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出しなければならない。
  - ① 当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、上記5へ紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出し、契約担当役の承諾を得るものとする。
  - ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則認めない。ただし電子入札システムの不具合等により契約担当役が認めた場合を除く。
  - ③ 契約担当役の承諾結果については、競争参加資格の結果通知時（下記10（6））に行う。

## 7 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算出した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が1,000点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続

- 開始の申立てがなされている者（上記7（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記9（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した地上3階以上かつ延べ面積（改修にあっては改修延べ面積）2,000㎡以上の病院、大学の理系研究棟又は動物実験施設の新営又は全面的な改修に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記7（5）の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記7（5）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。
- ただし、経常建設共同企業体にあつては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記7（6）②ただし書きの記述に該当する者についても、上記7（6）①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。
- (7) 技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (8) 上記6（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第12第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記7（9）①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

8 設計業務等の受託者等

(1) 上記7(8)の「上記6(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社教育施設研究所
- ・株式会社テクノ工営

(2) 上記7(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

9 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記9(2)④によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② 上記9(1)①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とする。「加算点」は最高45点とし、技術提案書の内容に応じ与える。

② 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する(技術提案を行わない)場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③ 「加算点」の算出方法は、下記9(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

- (イ) 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に32点満点で評価する。
- (ロ) 「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、12点満点(不適切(欠格)含む)で評価する。

なお、「不適切(欠格)」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記9(2)③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準	評価点数		
			配点	満点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ・女性の職業活動における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に関する基準を満たすものに限る)プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る) ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1	
		認定あり。	1		
		認定なし。	—		
VE提案とVE提案に基づく施	総合的なコスト	ライフサイクルコスト	各提案(最大で5提案まで評価)の評価点を合計し、決定値とする加算方式で32点満点で評価を行う。	—	32

工計画		VE提案が全て不採用	0	
工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	各提案（最大で5提案まで評価）の評価点を合計し、決定値とする加算方式で12点満点で評価を行う。	—	12
		全ての提案が不適切である。	欠格	
合 計			45	

- (4) 受注者の責めにより、採用された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。
- (5) 技術提案書に対するヒアリング  
技術提案書に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

#### 10 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記7(2)の認定を受けているものについては、令和3・4年度の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを提出すること。
- 上記7(2)に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 提出期間 : 令和3年8月19日（木）から令和3年9月9日（木）12時まで。
- ② 提出先 : 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 : 技術提案書等の提出は電子入札システムにより行う。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札とする場合は、上記5へ申請書、別紙様式1の紙入札方式参加承諾願及び下記10(6)時に通知するための書留郵便代（切手）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）するものとする。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 競争参加資格確認申請書は、別紙様式2により作成すること。
- (3) 上記7(5)の同種の工事の施工実績及び上記7(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (4) 競争参加資格確認資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式3、別紙様式4及び別紙様式6により作成すること。
- なお、下記10(4)①の同種の工事の施工実績及び下記10(4)②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成18年度以降かつ技術提案書等の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済みのものに限り記載すること。
- ① 施工実績  
上記7(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式3に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。
- ② 配置予定の技術者  
上記7(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、技術提案書等を提出した者は、直ちに当該申請の取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置を行うことがある。
- ③ 技術者の配置について  
資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種の工事の経験については、一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。
- ④ 契約書等の写し  
上記10(4)①の同種の工事の施工実績、上記10(4)②の配置予定技術者の同種工事の

施工経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

上記10(4)②の配置予定の技術者の資格を確認できる資格者証等の写しを提出すること。

また、上記7(6)④が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）を提出すること。

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関して、下記(i)から(iii)のいずれかの認定の有無を別紙様式6に記載すること。また、このことを証明できる資料を添付すること。

(i) 女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

(ii) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

(iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※ 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

(5) 技術提案書は、次に掲げるところに従い、別紙様式5-1及び5-2により作成すること。

（国立大学法人鹿児島大学総合評価落札方式（標準型）技術提案要領 参照）

① VE提案とVE提案に基づく施工計画（別紙様式5-1）

入札参加希望者は、VE提案により施工しようとする場合は、VE提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載すること。また、VE提案が不採用となった場合には、標準案に基づいて入札に参加することができる。

VE提案を行う場合は、VE提案が不採用になった場合に、標準案に基づいて入札に参加する意思の有無、また、VE提案を行わない場合は、VE提案を行わない旨を明記し、別紙様式5-1を提出すること。

② 工事全般の施工計画（別紙様式5-2）

VE提案を行わない入札参加希望者も含め、全てが提案を行うこと。「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年10月6日（水）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(7) 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。

(8) その他

① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された技術提案書等は、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術提案書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 採用された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

⑥ 技術提案書提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

⑦ 技術提案書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

11 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して、その理由について、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限 : 令和3年10月15日（金）15時

② 提出先 : 上記5に同じ。

③ 提出方法 : 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和3年10月21日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者に対する理由の説明

(1) 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者は、契約担当役に対して、その理由について、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限 : 令和3年10月15日（金）15時

② 提出先 : 上記5に同じ。

- ③ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)することにより提出するものとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和3年10月21日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 13 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い書面(様式は自由)により提出すること。
- ① 提出期間 : 令和3年8月19日(木)から令和3年10月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。
- ② 提出先 : 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとし、電送(ファクシミリ)による提出は認めない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。
- ① 期間 : 令和3年10月28日(木)から令和3年11月4日(木)まで。
- ② 場所 : 鹿児島大学ホームページ(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>)に掲載する。

#### 14 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 : 令和3年11月2日(火) 9時00分から  
令和3年11月4日(木) 12時00分まで
- (2) 入札場所 : 〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学事務局4階第三会議室
- (3) 開札日時 : 令和3年11月5日(金) 10時00分
- (4) 開札場所 : 入札場所に同じ
- (5) その他 : 発注者の承諾を得て紙入札方式により入札を行う者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 15 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札を行う者は、上記5に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること。電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は、競争加入者の見積る入札金額(税込み)の100分の5以上とする。
- なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- ① 提出期間 : 令和3年10月6日(水)から令和3年11月4日(木)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)9時から17時まで(ただし、11月4日(木)については12時まで)。
- ② 提出場所 : 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。
- ④ 保証期間 : 令和3年12月3日(金)まで
- ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認めら	(1)入札保証金の全部又は一部が納付されていない
---------------	--------------------------

れる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	場合
	(2)他の工事の入札保証金である場合
	(3)入札保証金が特定できない場合
2.書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)入札保証金の記載が全くない場合
	(2)押印が欠けている場合
	(3)様式を満たしていない場合
	(4)白紙である場合
3.書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)入札案件名に誤りがある場合
	(3)納付業者名に誤りがある場合
4.その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の30以上とする。
- また、契約担当役は、必要があると認められた場合には、落札者に還付すべき入札保証金を契約保証金の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金の金額は、契約保証金の額から入札保証金の額を控除した金額とする。

#### 17 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等の細目までを明らかにすること（別表1参照）。また、工事費内訳書には、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載するとともに、押印すること。ただし、電子入札システムで提出する場合は、押印する必要はない。
- (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当役（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表1各項に該当する場合については、競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 契約担当役の承諾を得て紙入札方式により入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。（詳細については上記6（8）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 18 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、契約担当役の承諾を得て紙入札方式により入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が1回目の入札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該入札における執行者からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

#### 19 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記7に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

#### 20 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同条第3項の調査（低入

札価格調査)を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

21 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置を行うものとする。

22 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書等の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記7(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

23 契約書の作成

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

24 支払条件

請負代金は、請求に基づき3回以内に支払うものとする。

25 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

26 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達室苦情処理対策室 電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

27 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

28 手続きにおける交渉の有無 無

29 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

30 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「参考数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。参考数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。  
この参考数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。なお、入札説明書及び設計図書に対する質問書と参考数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、参考数量書に対する質問において、参考数量の差異等に関わる質問については、差異の

根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間 : 令和3年10月6日(水)から令和3年10月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から15時まで(ただし、10月22日(金)については10時まで)。
  - ② 提出先 : 上記5に同じ。
  - ③ 提出方法 : 書面(様式は自由)及びその電子ファイルをCD-Rに保存したものを持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)することにより提出するものとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
  - ④ 回答方法 : 令和3年10月28日(木)から令和3年11月4日(木)まで。  
鹿児島大学ホームページ(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>)に掲載する。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 落札した総合建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① システムの操作・接続確認等の問い合わせ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
  - ② ICカードの不具合発生の問い合わせ先  
取得しているICカードの認証機関  
ただし、申請書、応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は上記5に連絡すること。

## 工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		







(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I. ○○○○						
1. ●●●●						
(1) ◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
2. ▲▲▲▲						0
(1) ▽▽▽▽						0
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ▽▽▽▽						
....	....	0	個	0	0	
計					0	
}						

紙入札方式参加承諾願

令和 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役事務局長 田頭 吉一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

令和 3 年 8 月 1 9 日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修機械設備工事」について、電子入札対象案件ではありますが、当社においては下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回は紙入札方式での参加を承諾願います。

電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役事務局長 田頭 吉一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

令和 3 年 8 月 1 9 日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修機械設備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。また、技術提案書について、別紙のとおり提出します。

なお、以下の 1 から 6 について誓約します。

1. 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと。
5. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 入札説明書記 1 0 ( 3 ) ～ ( 5 ) に定める内容を記載した書面（別紙様式 3 ～ 6 ）
2. 上記を証明する契約書、C O R I N S、施工図面、資格者証、通知書等の写し



## 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

会社名：\_\_\_\_\_

従事役職・氏名		監理技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許		(例) 1級管工事施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格/講習(取得年、登録及び修了番号) ※資格証等の写し、配置技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するための資料(健康保険被保険者証の写し)を添付すること。
同種工事の判断基準		平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した地上3階以上かつ延べ面積(改修にあつては改修延べ面積)2,000㎡以上の病院、大学の理系研究棟又は動物実験施設の新営又は全面的な改修に伴う機械設備工事を施工した経験(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)の中から代表的なものを1件記載する。 ※CORINS登録の有の場合は、CORINSと工事内容が確認できる平面図等、無の場合は、契約書及び配置技術者名が確認できる書類と工事内容が確認できる平面図等の写しを提出すること。
工事 経験 の 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	円
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
	従 事 役 職	現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者
	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	延べ面積 ㎡ (改修延べ面積 ㎡)
	工 事 内 容	
	CORINSへの登録	有(CORINS登録番号 ) / 無
工 申 請 の 時 に お け る 等 他	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

## V E 提案と V E 提案に基づく施工計画

(鹿児島大学 (桜ヶ丘) 動物実験施設改修機械設備工事)

会社名：

評価項目	総合的なコスト (ライフサイクルコスト)
<p>【目的】</p> <p>本工事は、大学病院や医学部・歯学部がある桜ヶ丘団地の中心部に位置する地上 6 階建て延べ面積 4, 233 m<sup>2</sup>の動物実験施設の改修機械設備工事である。</p> <p>本施設は特性上、多くのエネルギーを使用するため、維持管理等に多額の費用がかかることが予想される。よって、この状況を改善するため維持管理費や更新費 (ライフサイクルコスト) の抑制に関する技術的提案を求める。</p> <p>【提案内容】</p> <p>工事概要図面等 (公共建築工事標準仕様書等を含む) を標準案として、維持管理費や更新費 (ライフサイクルコスト) の抑制に関する標準案以外の技術的提案を求める。</p> <p>提案 1 (着目点) 提案 2 (着目点) 提案 3 (着目点) 提案 4 (着目点) 提案 5 (着目点)</p>	
下記の該当箇所に○を記入すること。	
V E 提案が採用されなかった場合は、 〔 〕 標準案で施工する 〔 〕 標準案で施工しない (入札参加を希望しない)	

- 注 1 本評価項目については、A 4 判 2 ページ以内で簡潔に記述すること (枚数には注 2 の説明図は含まない)。
- 注 2 必要に応じて説明図を添付すること。説明図は A 4 判又は A 3 判 1 ページ以内とし、ページ番号を付すとともに、工事名、評価項目名及び会社名を表題のみに明記すること。本文 (説明図を含む) については社名等の提案者を特定できるもの及び氏名等の個人が判断できるものを記載しないこと。
- 注 3 工事目的物の変更を伴う提案は認めない。
- 注 4 近接する他工事との調整や他機関等との協議を要する提案は認めない。
- 注 5 提案内容は具体的なものとし、抽象的な提案は評価しない。
- 注 6 V E 提案を行わない場合 (標準案により施工する場合) は、本様式に「V E 提案を行わない」旨を記載すること。この場合でも、本様式を必ず提出すること。
- 注 7 V E 提案を行ったが採用されなかった場合に「標準案で施工する」か「標準案で施工しない」かの別を、本様式に記入すること。なお、この場合に「標準案で施工しない」とした者は、入札に参加できない。
- 注 8 評価項目に対する全提案項目数は、評価項目内 (様式内) で最大 5 項目までとし、記載の順に提案 1 から提案 5 までの通し番号を付記し、項目の枝番による提案を行わないこと。評価対象は提案 1 から提案 5 の提案項目までとし、評価方法については各提案の評価点を合計し、決定値とする加算方式にて評価する。なお 5 提案を超えた提案項目は評価対象とせず、枝番による提案を行った場合は、注 9 に該当し、評価対象外とする。ただし、超過した提案項目及び枝番による提案 (採用されなかったものを除く。) についても履行義務は負うものとする。
- 注 9 1 つの提案項目は 1 つの着目対象 (○○対策、等) に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合には、当該提案項目を評価対象としない。ただし、当該提案項目 (採用されなかったものを除く。) についても履行義務は負うものとする。
- 注 10 V E 提案と V E 提案に基づく施工計画の提出については、Word 及び pdf の両形式で提出すること。

## 工事全般の施工計画

(鹿児島大学(桜ヶ丘)動物実験施設改修機械設備工事)

会社名: \_\_\_\_\_

評価項目	施工上配慮すべき事項等の技術的所見
	<p><b>【提案内容】</b></p> <p>本工事建物がある桜ヶ丘キャンパスは病院及び教育研究施設で、診療・教育・研究活動を継続的に行う必要があるため、施工に伴うライフライン(給水供給施設等)への事故が無いよう十分な配慮が必要である。</p> <p>下記事項における施工上配慮すべき事項等の技術的所見を求める。ただし、V E 提案項目を除くものとする。</p> <p>(1)既存ライフラインへの接続及び試験調整時における安全対策に関する技術的提案を求める。</p> <p>提案 1 (着目点)            提案 2 (着目点)            提案 3 (着目点)            提案 4 (着目点)            提案 5 (着目点)</p>

注 1 A 4 判 2 ページ以内で簡潔に記述し、必ず提案すること(枚数には注 2 の説明図は含まない)。

注 2 必要に応じて説明図を添付すること。説明図は A 4 判又は A 3 判 1 ページ以内とし、ページ番号を付すとともに、工事名、評価項目名及び会社名を表題のみに明記すること。本文(説明図を含む)については社名等の提案者を特定できるもの及び氏名等の個人が判断できるものを記載しないこと。

注 3 工事目的物の変更を伴う提案は認めない。

注 4 近接する他工事との調整や他機関等との協議を要する提案は認めない。

注 5 提案内容は具体的なものとし、抽象的な提案は評価しない。

注 6 V E 提案を行う場合は、V E 提案の内容と齟齬、重複がないように留意し、工事全般の施工計画として技術的所見を記載すること。また、V E 提案を行わず標準案による施工を選択する場合は、標準案に基づく工事全般の施工計画として技術的所見を記載すること。

注 7 評価項目に対する全提案項目数は、**評価項目内(様式内)で最大 5 項目まで**とし、記載の順に提案 1 から提案 5 までの通し番号を付記し、**項目の枝番による提案を行わないこと**。評価対象は提案 1 から提案 5 の提案項目までとし、評価方法については各提案の評価点を合計し、決定値とする加算方式にて評価する。**なお 5 提案を超えた提案項目は評価対象とせず、枝番による提案を行った場合は、注 8 に該当し、評価対象外とする**。ただし、超過した提案項目及び枝番による提案(採用されなかったものを除く。)についても履行義務は負うものとする。

注 8 1 つの提案項目は 1 つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合には、当該提案項目を評価対象としない。ただし、当該提案項目(採用されなかったものを除く。)についても履行義務は負うものとする。

注 9 工事全般の施工計画の提出については、Word 及び pdf の両形式で提出すること。

## ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名：\_\_\_\_\_

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、認定の有無を記載すること。

女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る）	有 ・ 無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	有 ・ 無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有 ・ 無
※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	有 ・ 無

注 1 認定通知書等、認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第3項の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項